

○駐車監視員資格者講習の課程を修了した者と同等以上の技能及び知識を有する者の認定の実施要領について

令和7年5月21日

道本交指第773号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
みだしのことについては、これまで「駐車監視員資格者講習の課程を修了した者と同等以上の技能及び知識を有する者の認定の実施要領について」（令4. 3. 10道本交指第4188号。以下「旧通達」という。）に基づき運用してきたところであるが、この度、所要の見直しを行い、新たに別添のとおり、「駐車監視員資格者講習の課程を修了した者と同等以上の技能及び知識を有する者の認定の実施要領」を定め、令和7年6月1日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は、同日付けで廃止する。

別添

駐車監視員資格者講習の課程を修了した者と同等以上の技能及び知識を有する者の認定の実施要領

第1 認定

道路交通法（以下「法」という。）第51条の13第1項第1号ロに規定する放置車両の確認等に関し、駐車監視員資格者講習の課程を修了した者と同等以上の技能及び知識を有すると認める者として認定する場合における当該認定は、第2の各号のいずれかに該当する者について、その技能及び知識を審査して行うものとする。

第2 認定の対象者

認定の対象者は、確認事務の委託の手續等に関する規則（国家公安委員会規則第23号。以下「委託規則」という。）第10条第1項各号のいずれかに該当する者であり、その解釈及び該当する者であることを証する書類は、次のとおりである。

1 道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関する事務に従事した期間が通算して3年以上である者

(1) 解釈

交通取締り等に直接従事した期間のほか、これを管理、監督、指導等した期間が通算して3年以上である警察官又は交通巡視員（その退職者及び退職予定の者を含む。以下「警察官等」という。）とする。

なお、この場合において「交通取締り」は、駐車違反の取締りには限られない。（「交通取締り等」とは、交通違反取締活動全般をいい、交通取締りを行うに当たり、交通取締り計画を企画・策定する者、交通反則切符等の送致を行う者等を含む。）

(2) 上記内容を証する書類

ア 退職者の場合

申請者が、「履歴証明の交付依頼について」（別記様式）を作成し、事前に警察本部警務課（人事第一係）に連絡した上、直接持参するか郵送等により依頼し、交付された「公務員職歴証明書」を提出すること。

イ 警察官（退職予定者を含む）の場合

申請者が、警察本部及び方面本部の課（課に相当するものを含む。）にあつては、庶務担当係、警察学校にあつては庶務課庶務係、警察署にあつては警務課（係）に証明書の作成を依頼し、交付された「履歴証明書」を提出すること。

2 確認事務における管理的又は監督的地位にあった期間が通算して5年以上である者

(1) 解釈

放置車両確認機関において駐車監視員を実質的に管理し、又は監督する業務に従事した期間が通算して5年以上である者であつて、最終的にその者が在籍し、又は在籍していた放置車両確認機関がその旨を認証する者とする。

(2) 上記内容を証する書類

経歴書（本人作成）、放置車両確認機関が作成する経歴証明書及びその他申請者について必要と認める各種の書類を提出させること。

3 前記1又は2に掲げる者と同等以上の経歴を有する者

(1) 解釈

- ア 過去に駐車監視員資格者証の交付を受けていたが、欠格事由により返納を命ぜられた者で、当該欠格事由が解消するに至ったため、再度駐車監視員資格者証の交付を得ようとする者
- イ 前記1又は2の業務に従事した者で、必要経歴年数には満たないが、従事していた期間の活動態様、頻度、その他の事情から実質的に前記1又は2に掲げる者と同等以上の経歴を有すると認められる者
- ウ 違法駐車防止活動に取り組む市区町村等の職員として又はその委託を受けて、長年にわたり違法駐車防止の街頭活動に従事した者

(2) 上記内容を証する書類

- ア 上記(1)のアに該当する者については、当該返納命令書、本人が作成した当該欠格事由が解消した旨が記載されている自認書及びその他申請者について必要と認める各種の書類を提出させること。
- イ 上記(1)のイに該当する警察官等については、警察本部警務課等で作成される「公務員職歴証明書」又は「履歴証明書」を提出させること。
- ウ 上記(1)のウに該当する確認事務における管理、監督的地位にあった者については、経歴書（本人作成）、放置車両確認機関が作成する経歴証明書及びその他申請者について必要と認める各種の書類を提出させること。
- エ 上記(1)のウに該当する者については、本人が作成する経歴書、同人が所属する団体等の長が作成する推薦書（従事年数、業務内容、違法駐車防止活動の実働日数、違法駐車について熟知している旨の記載があるもの）及びその他申請者について必要と認める各種の書類を提出させること。

第3 警察署における認定の申請受理

1 対象者の確認と事前審査

- (1) 第2の1に該当するものとして認定の申請があった者については、添付書類の内容を確認して受理するものとするが、不明点がある場合は、札幌方面の警察署にあっては警察本部交通指導課、札幌方面以外の警察署にあっては各方面本部の交通課（以下「主管課」という。）に照会すること。
- (2) 第2の2又は3に該当するものとして認定の申請があった者については、受理手続を進める前に、必ず主管課に電話で速報すること。この場合において、主管課にあっては、当該申請者が前記第2のいずれかに該当する者であるか否かを事前審査した上で申請受理の判断をするものとするが、その際、申請者に対して、受検資格の有無については最終審査により決定する旨を教示すること。

2 受理要領

- (1) 認定を受けようとする者から認定申請書（確認事務の委託の手続等に関する事務処理要領について（令7.5.21道本交指第766号。以下「事務処理要領」という。）別記第29号様式。以下「認定申請書」という。）の提出を受けたときは、記載事項等に不備がないこと及び第2の1、2又は3に該当する者であることを証する書類が添付されていること等形式上の要件について確認し、形式上の要件に適合しないと認められる場合には、速やかに、当該申請の補正を求めるものとする。

なお、電子申請に係る受付は、行政情報ネットワークシステムにより行

うものとし、認定申請書を出力して内容に不備がないことを確認するものとする。

- (2) 申請書の宛先欄は、札幌方面の警察署にあつては北海道公安委員会、札幌方面以外の警察署にあつては当該方面公安委員会名が記載されていることを確認すること。
- (3) 認定申請書を受理する場合には、後日に認定考査があること、本制度に関する事項等を含めて駐車違反取締りに関して広範囲に出題されること、認定考査に合格しなければ認定書が交付されないことを明確に教示すること。

3 手数料の徴収

- (1) 認定の申請を受理するときは、当該申請者から北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号。以下「手数料条例」という。）に規定する手数料を徴収するものとする。
- (2) 徴収にあたり、北海道収入証紙により手数料を納付させる場合は、収入証紙ちょう付用紙（事務処理要領別記第6号様式）に所要事項を記載させた上、手数料相当額の北海道収入証紙をちょう付欄にちょう付させ、消印すること。
- (3) また、北海道収入証紙による納付の特例として、北海道収入証紙条例第3条の定めにより徴収することができるものとする。

4 認定考査受検票等の交付要領

(1) 申請を受理した警察署の措置

認定申請書を受理したときは、認定関係受払簿（事務処理要領別記第30号様式）に必要事項を記載のうえ、送付書（事務処理要領別記第8号様式。以下「送付書」という。）により速やかに主管課に送付するものとする。この場合、認定申請書の写しを作成し、認定申請書（写し）綴に編さんするものとする。

(2) 主管課の措置

認定申請者について、認定の対象者の要件に適合していると認めたときは、「駐車監視員資格者認定考査受検票」（事務処理要領別記第32号様式。以下「受検票」という。）を、適合しないと認めたときは、「認定申請に関する通知書」（事務処理要領別記第33号様式。以下「通知書」という。）を当該認定申請書を受理した警察署に対し、それぞれ送付書により送付するものとする。

(3) 受検票及び通知書を受理した警察署の措置

主管課から送付された受検票及び通知書を受理した警察署は、認定関係受払簿に必要事項を追記し、交付に当たっては、申請者から受領を証する署名をさせ、手続終了後は、交付した旨を速やかに主管課に電話報告するものとする。

第4 認定考査の実施等

1 出題要領等

- (1) 認定考査の出題は、正誤式問題50問とする。
- (2) 認定考査の時間は、1時間とする。
- (3) 試験問題は別に定める。
- (4) 配点は1問につき2点とする。

2 可否の判断基準

90点（正解率90%）以上の者を合格とする。

3 認定審査結果の伝達

- (1) 主管課は、認定審査の可否を認定申請者名簿（事務処理要領別記第31号様式）に記載し、認定審査受検者に「認定審査結果通知書」（以下「結果通知書」という。）により通知するものとする。
- (2) 主管課は、認定審査の結果、法に規定する駐車監視員資格者講習の課程を修了した者と同等以上の技能及び知識を有する者と認めた者（以下「認定対象者」という。）を認定対象者名簿（事務処理要領別記第35号様式）に登載し、認定書を作成するものとする。

なお、認定書は、当該認定申請書を受理した警察署に対し、送付書により送付するものとする。

第5 認定書の交付要領

1 認定書の受理

警察署においては、主管課から送付された認定書を受理したときは、記載内容に誤りのないことを確認の上、「認定関係受払簿」の「認定書受理年月日」欄に、受理年月日を記載するものとする。

2 認定書の交付

- (1) 認定書を受理後、速やかに認定対象者に対して「警察署で認定書を交付する。」旨の連絡をとり、「結果通知書」を持参するよう指示するものとする。
- (2) 認定書の交付に当たっては、認定対象者に結果通知書を提示させて、内容を確認の上、認定関係受払簿に交付年月日を記載するとともに、受領を証する署名をさせ、手続終了後は、交付した旨を速やかに主管課に電話報告するものとする。

なお、再三連絡しても認定対象者が来署しないときは、主管課の指示を受けて適切に対応するものとする。

- (3) 認定書の交付の際は、駐車監視員資格者証交付申請書を併せて交付し、記載要領、添付書類及び手数料条例に規定する手数料が必要である旨を教示するものとする。

なお、添付書類のうち「診断書」と「誓約書」については、事務処理要領により様式化されていることに配慮し、記載要領について教示するものとする。

3 駐車監視員資格者証交付申請の受理

- (1) 駐車監視員資格者証交付申請書（事務処理要領別記第41号様式。以下「交付申請書」という。）の提出を受けた警察署は、記載事項に不備がないこと及び委託規則第11条第2項各号に掲げる次の書類等が添付されていることを確認するものとする。

ア 認定書

イ 住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第五号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されたものに限る。）

ウ 診断書（事務処理要領別記第3号様式）

エ 誓約書（事務処理要領別記第42号様式）

オ 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

- (2) 警察署は、交付申請書を受理するときは、当該申請者から手数料条例に規定する手数料を徴収するものとする。

なお、徴収の手続については、前記第3の3の手続によるものとする。

- (3) 警察署は、交付申請書等を受理したときは、駐車監視員資格者証交付申請関係受払簿（事務処理要領別記第43号様式。以下「資格者証関係受払簿」という。）に必要事項を記載の上、送付書により、速やかに、主管課に送付するものとする。この場合、交付申請書の写しを作成し、駐車監視員資格者証交付申請書（写し）綴に編さんするものとする。

- (4) 主管課は、交付申請書等の送付を受けたときは、駐車監視員資格者証交付申請者名簿（事務処理要領別記第44号様式。以下「資格者証申請者名簿」という。）に登載の上、申請者ごとに区分して駐車監視員資格者証交付申請書等綴に編さんするものとする。

- (5) 主管課は、当該申請者について、法第51条の13第1号各号に該当する者（以下「資格者」という。）であるか否かを審査すること。この場合、必要があって身上関係を市（区）町村長に対して照会するときは、身上調査照会書及び身上調査照会回答書を当該市（区）町村長に送付して照会するものとする。

- (6) 主管課は、前記(5)の審査の結果、資格者と認めたときは、駐車監視員資格者証交付者名簿（事務処理要領別記第45号様式）に登載の上、駐車監視員資格者証（委託規則別記様式第3号。以下「資格者証」という。）を作成し、当該申請者が資格者の要件に該当しないときは、資格者証申請者名簿に必要事項を追記して、駐車監視員資格者証の交付を拒否する旨の通知書（事務処理要領別記第46号様式。以下「交付拒否通知書」という。）を作成するものとする。

なお、資格者証及び交付拒否通知書は、当該交付申請書を受理した警察署に対し、送付書により送付するものとする。

- (7) 警察署は、資格者証及び交付拒否通知書の送付を受けたときは、資格者証関係受払簿に必要事項を追記し、交付に当たっては、資格者の受領を証する署名をさせるとともに、交付した旨を速やかに、主管課に電話報告するものとする。

※ 別記様式は省略